

2021年4月12日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者の成年後見人（以下、「法定代理人」という）より、「貴会と特定の視聴者の契約の有無の開示」とした個人情報の開示の求めがあった。

NHKは、当該視聴者との放送受信契約書は、契約締結年月が1980（昭和55）年9月のため、保存年限の経過により当該放送受信契約書を廃棄したことから現在は存在しないため、開示することができないとした。

また、「特定の視聴者様には、昭和55年9月に締結した放送受信契約に基づき、継続的に受信料を請求させていただいております」と補足説明をした。

これに対して法定代理人より、「放送受信契約書につき、保存期間の経過による廃棄のため開示できないとのことですが、成年被後見人の財産を守らなければならない立場としては、受信料の支払いにつきその必要性を示す根拠資料の提供をお願いいたします。当該資料の立証責任は貴会にあると考えます」として、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

求めの「貴会と特定の視聴者との契約の有無の開示」に係る放送受信契約書は、契約締結年月が1980年9月であり、保存期間を定めた当時の内規に基づき保存年限の経過により廃棄したため、現在は存在しない。このため、改めて求めの保有個人データについて調べたところ、営業システムの「お客様検索画面」の情報を対象の個人データと特定した。この画面の写しのうち、氏名、住所、放送受信契約締結年月を示す部分を放送受信契約の有無を示すものとして開示し、当該視聴者とNHKの間において締結された放送受信契約は現在まで有効に成立していることを示すものとする。

なお、2020（令和2）年11月、法定代理人より過去の未払い受信料について時効の援用の申し出がなされていることから、当該視聴者および法定代理人においても放送受信契約が現在まで有効に成立していることを認識されているものと受け止めている。

3 審議委員会の判断

再検討の求めについて、NHKが放送受信契約書は保存年限の経過により現在は存在しないとしたこと、また、NHKが営業システムのお客様検索画面の写しのうち、氏名、住所、放送受信契約締結年月を示す部分を特定し、これを開示するとしたことは妥当である。

4 審議の経過

2021年 3月15日 (第299回審議委員会)

個人情報第34号 諮問、審議

4月12日 (第300回審議委員会)

審議、答申